



この内容に
関連する資料は
このQRコード
から

■郷づくりとは(郷づくり推進協議会)

自治会長や公募市民・職員・事業所で「市民会議」を組織し、市が示した「地域づくり計画」を基に「福祉」「子育て支援」「防犯・防災」「環境景観」の4つを必須分野として勝浦・津屋崎・宮司・福間・福間南・神興、神興東・上西郷の8つの地域で郷づくり事業を平成18年に取り組み始めました。その後、必須分野は「福祉」と「防犯・防災」の2分野となり、必須分野以外は地域の実情に合わせた取り組みがおこなわれています。

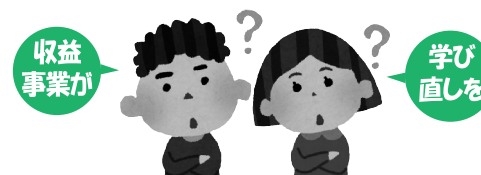
■郷づくりの課題は

「若い世代の参加が少ない」「郷づくりの目的が分かりにくい」「高齢化が進んでい

る」「郷づくりと自治会間の連携が難しい」「各種団体や事業者との連携が進んでいない」「無償のボランティアでは人は集まらない」などの課題が、また市に対して「もっと活動に参加してほしい」「専門的な助言をして欲しい」などの意見が挙がっています。また自治会では「自治会長の負担が増大している」「郷づくりの理解が進まない」などの課題が挙げられています。

■郷づくりの位置づけと役割は

地域内の市民、自治会、各種団体等の意見や要望を収集し事業に反映させながら、住みよい地域の実現に努めること。また自治会活動を補完する広域活動のほか、自治会や各種団体同士の交流を促し、個々



の活性化を図り、地域内で総合調整機能を発揮するよう努め、保有する情報を広く地域内の住民に公開するよう努めること。市と共働のまちづくりを行うパートナーとして地域自治の実現を目指して郷づくりを推進することなどが役割として位置づけられています。

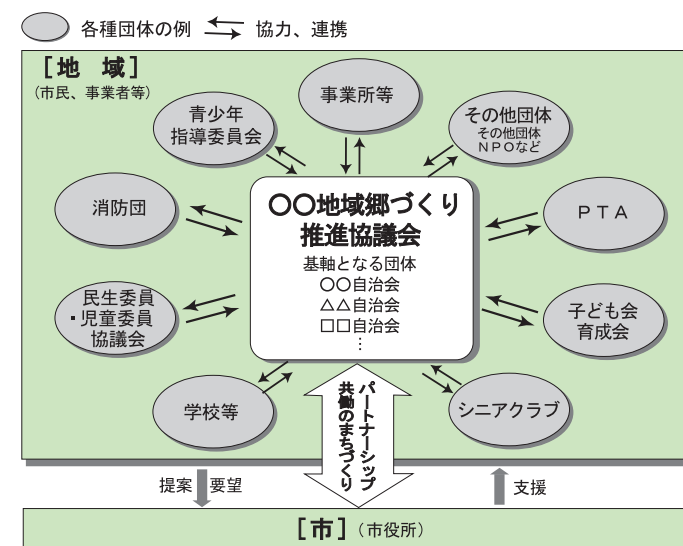
■自治会の位置づけと役割は

郷づくりの基軸団体として、自治会内で郷づくり情報を発信するなど郷づくりを推進するよう努めること。また生活環境の維持・改善に努めることなどが役割として位置づけられています。

■郷づくりの実行プラン7年度版案では

①交付金の使途や会計処理等ルールの見

直し②収益事業の解禁③積算方法の改訂④事務局員給与の上限撤廃⑤提案型交付金の交付⑥地域予算制度の周知⑦貸出における制約の緩和⑧指定管理の導入⑨認知度向上の取組み⑩郷づくりのより良い運営のための支援⑪キッカケラボの事業の活用⑫郷づくりを推進する条例の制定⑬対話の場づくり⑭職員の学び直し⑮地域に関わる職員の役割の明確化⑯外部アドバイザーの活用⑰郷づくりガイドブックの作成⑱SNSの利用促進等、PRツールの増設⑲自治会の負担軽減策の提案⑳全市的な自治会加入促進を掲げ、下に示す図式構成で令和13年を目標年に郷づくり基本計画が進められています。



■法人化の取り組みも

郷づくりと自治会を1本化し、法に基づく認可地縁団体として不動産登記し、収益を原資に地域課題に取り組むのも一つの方法です。また法人登記(株式会社等)にすることも法律上は可能です。

後援会からの提案です。

